

SIBA EPA攻略シリーズ①EPA基礎講座

EPAの基礎知識

EPAとは何か

Economic Partnership Agreement (経済連携協定)

- ✓ 国や地域同士が、貿易や投資をはじめ、幅広い経済関係の強化を目指した協定

※EPAのことを FTAと呼ぶケースも多い（ほぼ同義）

- ✓ EPAの重要な項目の1つとして、**相互の関税減免**を約束



EPA利用による効果



輸入側：調達コストDOWN
輸出側：価格競争力UP

日本が締結するEPA

(2025年10月現在)

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 日シンガポール協定 | ⑪ 日ベトナム協定 |
| ② 日メキシコ協定 | ⑫ 日インド協定 |
| ③ 日マレーシア協定 | ⑬ 日ペルー協定 |
| ④ 日チリ協定 | ⑭ 日オーストラリア協定 |
| ⑤ 日タイ協定 | ⑮ 日モンゴル協定 |
| ⑥ 日インドネシア協定 | ⑯ CPTPP |
| ⑦ 日ブルネイ協定 | ⑰ 日EU協定 |
| ⑧ 日アセアン協定 | ⑯ 日米貿易協定 ※ |
| ⑨ 日フィリピン協定 | ⑯ 日英協定 |
| ⑩ 日イスイス協定 | ⑯ RCEP協定 |

※日米貿易協定は物品貿易以外の経済分野を扱っていないため、経済連携協定（EPA）と区別されることもある。

日本が締結するEPA

CPTPP の締約国 (2025年10月現在)

日本、オーストラリア、カナダ、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国

12か国

RCEP協定 の締約国 (2025年10月現在)

日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、 ASEAN10か国（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ミャンマー、ラオス）

15か国

日本との貿易でEPAが使える国

50か国以上

(2025年10月現在)

ヨーロッパ

EU27か国

アンドラ	英国	サンマリノ
モナコ	スイス	リヒテンシュタイン

アジア

インド	インドネシア
カンボジア	シンガポール
中国	フィリピン
ベトナム	マレーシア
モンゴル	ラオス

韓国
タイ
ブルネイ
ミャンマー

アメリカ	カナダ
チリ	ペルー
メキシコ	

オセアニア

オーストラリア ニュージーランド

自社製品は関税が下がるのか？

- ✓ EPAを締結している国であることが必要
- ✓ HSコードをもとに関税率をチェック！

関税削減の例

HSコード

■ 鉄鋼製品 (HS7213.10) /メキシコ向け
EPA利用なし 35% → **EPA※利用あり 0%**

※日メキシコ協定又はCPTPP利用時

■ お茶 (HS0902.10) /ベトナム向け
EPA利用なし 40% → **EPA※利用あり 0%**

※日ベトナム協定又は日アセアン協定又はCPTPP利用時

上記の関税率は2025年10月1日時点のWorld tariff検索結果です。
関税率は隨時改正されるため、ご利用の際は最新の情報をご確認ください。

EPA利用の流れと関係者の役割

一般的なEPA利用のケース

原産地証明書の準備をするのは、
輸出者と生産者

原産地証明書
の準備



生産者

輸出者

原産地証明書



輸入者が輸入申告手続きを行う際、
特恵待遇（EPA税率適用）を要求
この時、原産地証明書を税関に提出



輸入国税関

特恵待遇要求・
原産地証明書提出



輸入者

↑
↓
特恵待遇適用

原産地証明書取得に必要な情報

製品の生産に関する情報、EPAに関する知識が必要

- 製品情報
- 対象製品の生産を使った材料一覧
 - 原価構成
 - 製造工程
 - 材料を作るための材料一覧、原価など

- EPA知識
- EPAのルールに関する知識
 - EPAの手続きに関する情報
 - 輸入国それぞれの運用

EPAを継続的に利用するなら

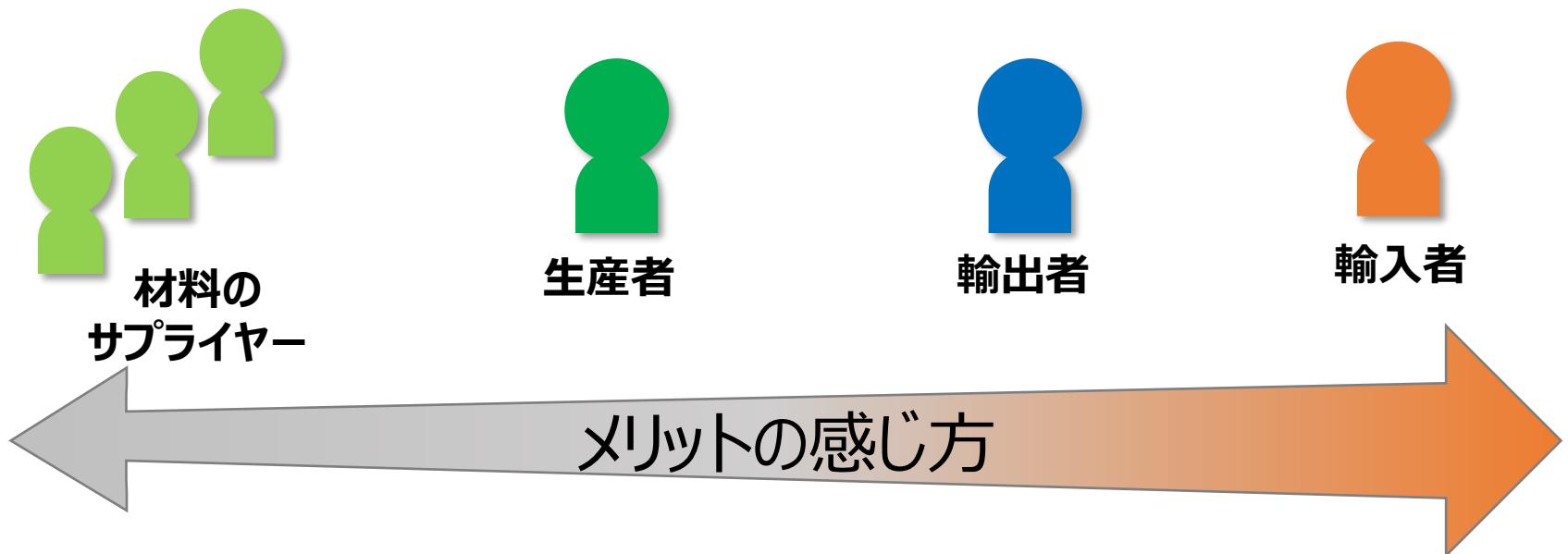
社内体制・取引先との連携体制の構築を



EPA利用による受益者

関税削減による直接の受益者 → 輸入者

原産地証明書取得のための作業者 → 輸出者・生産者



関税削減分は誰のもの？

- 原則として、EPA利用による**関税削減で得をするのは輸入者**
- 輸出者・生産者は、EPA利用のために**多大な労力を費やす**
- 経営判断がなければEPA利用は「利益」ではなく「コスト」で終わる可能性が高い

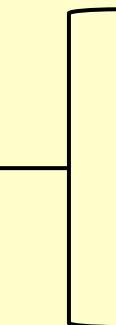
経営者の皆様へ

**関税削減効果を自社の利益に転換する仕組みを
描いてください**

原産地証明書の種類と入手先

原産地証明書と言っても、いくつか種類が存在

原産地証明書



1. 非特恵原産地証明書
(Non-preferential Certificate of Origin)

2. 特恵原産地証明書
(Preferential Certificate of Origin)

(1) EPA原産地証明書



本セミナーは
こちらの話！

(2) 一般特恵原産地証明書

原産地証明書の種類と入手先

1. 非特恵原産地証明書

(Non-preferential Certificate of Origin)

- 主に輸入国の法律・規則に基づく要請、契約や信用状（L/C）で必要とされる場合に使用
- 輸出国の商工会議所や税関など政府機関で発給
- 日本では各地の商工会議所で発給

原産地証明書の種類と入手先

2. 特恵原産地証明書

(Preferential Certificate of Origin)

輸入国で関税の優遇を受ける場合に使用。さらに以下 2 種類に分類される。

(1) EPA原産地証明書



本セミナーは
こちらの話！

- EPA特恵関税を適用するために使用
- EPAごとに原産地証明書発給機関が定められている
- 日本では日本商工会議所が発給機関（日シンガポール協定除く）

(2) 一般特恵原産地証明書

- 開発途上国を原産地とする商品の関税優遇を受けるために使用
- 「GSP原産地証明書」や「Form A」と呼ばれることがある
- 日本は開発途上国ではないため、日本から輸出する際に使用することはない

SIBA EPA攻略シリーズ①EPA基礎講座

基本的なEPA原産地規則

EPAが使えるのは「原産品」

EPAを締結していても、自動的に関税が減免されるわけではない
関税減免を受けられるのは、EPAで「原産品」と認められた場合のみ

日本で生産しているから日本の原産品なのでは？

Made in JAPANって書いてあるから日本の原産品でしょ？

この情報だけでは「原産品」かどうか判断できない

原産地規則とは

EPAの**原産地規則**とは、
製品が原産品かどうかを判断するためのルール

原産品？



原産品？

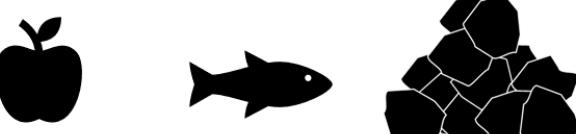


原産品？



原産品の3つのカテゴリー

ほとんどのEPAにおいて原産品は以下3つのカテゴリーに分類されている

A. 完全生産品 輸出国で採れた野菜、果物、魚、鉱物資源など	
B. 原産材料のみから生産される产品 材料を遡って調べれば非原産材料を含むけれど、一次材料がすべて原産材料の产品	<p>二次材料</p> <p>一次材料</p> <p>非原産材料 → 原産材料 → 原産材料 → 輸出产品</p> <pre>graph LR; A[非原産材料] --> B[原産材料]; B --> C[原産材料]; C --> D[輸出产品]</pre>
C. 非原産材料を使用して生産される产品で、品目別規則を満たす产品 一次材料に非原産材料を含む产品 多くの工业品が該当	<p>一次材料</p> <p>品目別規則を満たす</p> <p>非原産材料 → 原産材料 → 輸出产品</p> <pre>graph LR; A[非原産材料] --> B[原産材料]; B --> C[輸出产品]</pre>

※日インド協定には、「原産材料のみから生産される产品」というカテゴリーがない

原産材料と非原産材料

原産材料

その材料 자체を輸出すると想定したとき、原産品だと証明できる材料（原産地規則を満たす材料）

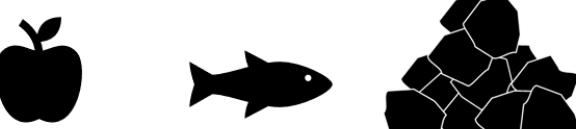
国内調達しているからと言って原産材料と言えるわけではない

非原産材料

原産品と証明できない材料
または、原産品かどうか不明の材料

原産品の3つのカテゴリー

ほとんどのEPAにおいて原産品は以下3つのカテゴリーに分類されている

A. 完全生産品 輸出国で採れた野菜、果物、魚、鉱物資源など	
B. 原産材料のみから生産される产品 材料を遡って調べれば非原産材料を含むけれど、一次材料がすべて原産材料の产品	<p>二次材料</p> <p>一次材料</p> <p>非原産材料 → 原産材料 → 原産材料 → 輸出产品</p> <pre>graph LR; A[非原産材料] --> B[原産材料]; B --> C[原産材料]; C --> D[輸出产品]</pre>
C. 非原産材料を使用して生産される产品で、品目別規則を満たす产品 一次材料に非原産材料を含む产品 多くの工业品が該当	<p>一次材料</p> <p>品目別規則を満たす</p> <p>非原産材料 → 原産材料 → 輸出产品</p> <pre>graph LR; A[非原産材料] --> B[原産材料]; B --> C[輸出产品]</pre>

※日インド協定には、「原産材料のみから生産される产品」というカテゴリーがない

品目別規則

品目別規則とは

HSコードごとに満たすべき基準を定めたもの
協定の附属書として、表にまとめられている

Product Specific Rules

PSR とも呼ばれる

品目別規則に登場する基準

基準	説明
関税分類変更基準 (CTCルール)	<p>輸出国での生産によって、非原産材料のHSコードと輸出製品のHSコードが異なる番号になつていれば原産品とするルール</p> <p>HSコード何桁部分の変更が必要かにより、下記 3 パターンがある</p> <p>CC：上 2 衡変更が必要</p> <p>CTH：上 4 衡変更が必要</p> <p>CTSH：6 衡変更が必要</p>
付加価値基準 (VAルール)	輸出国での生産によって輸出製品に付加された価値が一定の比率以上なら原産品とするルール
加工工程基準 (SPルール)	輸出国で特定の生産工程を行つていれば原産品とするルール

一般ルール・一般規則

一部の協定では、
原則的なルール（一般ルール）を決めておき、
その他の基準を用いる場合だけ品目別規則に定めている

- ※税関の原産地規則ポータルで品目別規則を調べると「一般ルール」と表示される
- ※協定の附属書で品目別規則を探すとHSコードが表示されない

一般ルール・一般規則

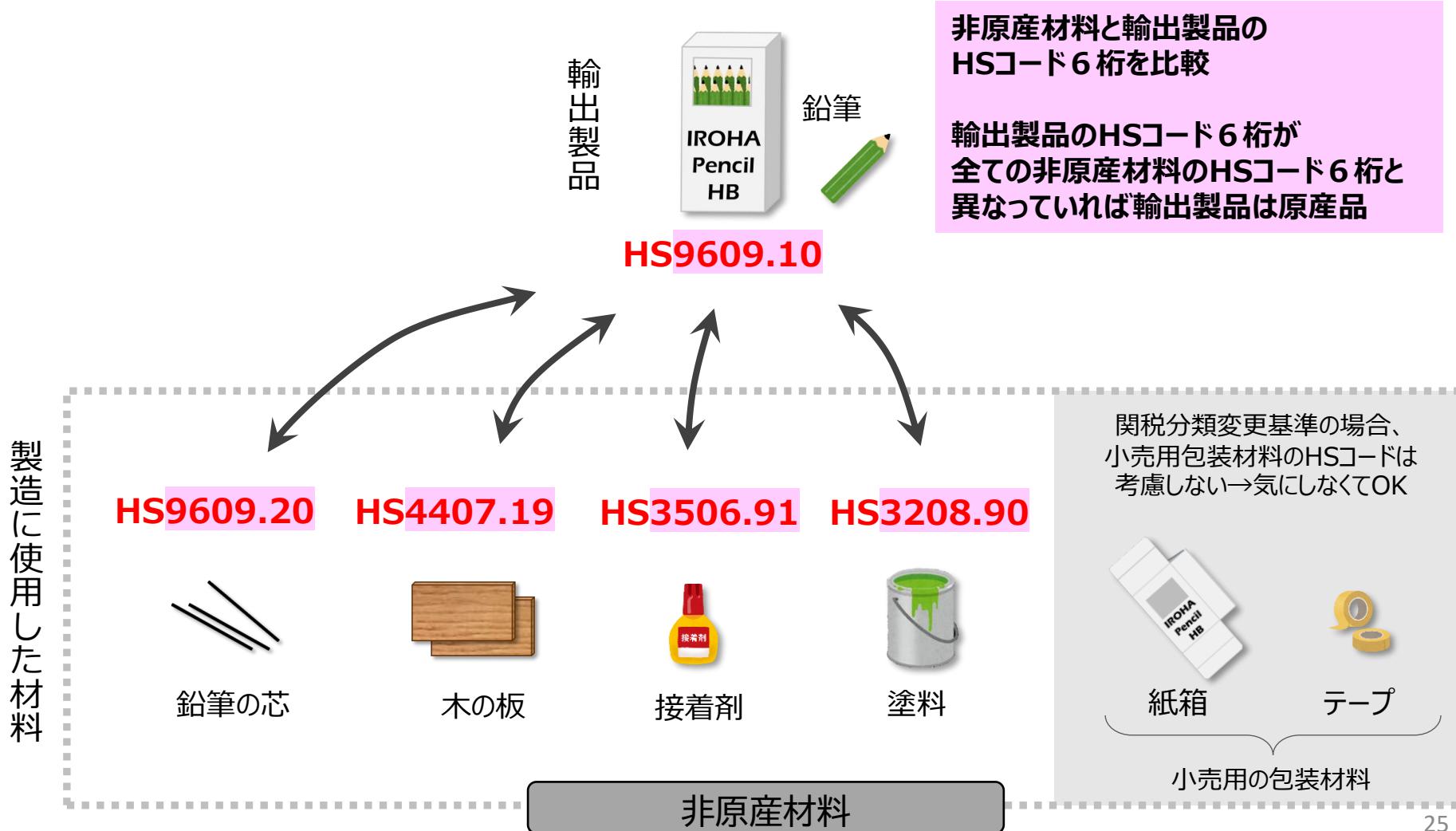
日本が締結するEPAで一般ルールが定められているのは、
日アセアン協定、日ベトナム協定、日イスイス協定、日インド協定

(2025年10月現在)

協定	一般ルール
日アセアン協定	CTH又はRVC40%以上
日ベトナム協定	CTH又はLVC40%以上
日イスイス協定	CTH又は <u>VNM60%</u> = 原産資格割合40%以上
日インド協定	CTSH 及び QVC35%以上

関税分類変更基準 (CTCルール)

6桁変更 CTSH の例



附加価値基準 (VAルール)

RVC40% の例

輸出製品のFOB価格と原価をもとに
輸出製品の附加価値を算出

附加価値の割合が閾値（この事例では
40%）を超えていれば原産品

輸出製品



FOB価格600円

附加価値の計算式（例：日アセアン協定）

$$\begin{aligned} RVC &= \frac{\text{FOB} - \text{非原産材料価額}}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{600 - 197.5}{600} \times 100 = 67.08\% \end{aligned}$$

製造に使用した
材料

非原産材料費合計 197.5円



鉛筆の芯
70円



木の板
100円



接着剤
10円



塗料
15円



紙箱
2円



テープ
0.5円

小売用の包装材料

非原産材料

※日チリ協定の場合は、通則 5 の小売用の包装材料は考慮しなくて良いとされている。

加工工程基準 (SPルール)

「製織又は編立」+「織物類又は編物類からの製造」の例



輸出国で「製織」及び「製品化」の工程を経て
生産されていれば原産品

原産資格を与えることとならない作業

軽微な作業しかしていない場合は要注意！



輸出国では
希釀+ラベル貼りのみ
品目別規則を満たしたら
原産品になる？？

原産資格を与えることとならない作業

ほとんどの協定では、
輸出国での作業が「軽微/単純な場合、
品目別規則を満たしていても
原産品と認められないとされている

軽微な作業しかしていない場合は要注意！

原産資格を与えることとならない作業

RCEP協定の例

RCEP協定 第3.6条 軽微な工程及び加工

この章の規定にかかわらず、產品を生産するために非原産材料に対して行われる次の工程については、当該產品に原產品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。

- (a) 輸送又は保管のために產品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために產品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な（注）処理

注 この条の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

- (d) 產品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

- (e) 產品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釀

- (f) 生産品の部品への分解

- (g) 動物をとさつする工程（注）

注 この条の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

- (h) 塗装及び研磨の単純な工程

- (i) 皮、核又は殻を除く単純な工程

- (j) 產品の単純な混合（異なる種類の產品の混合であるかどうかを問わない。）

- (k) (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ

注意：

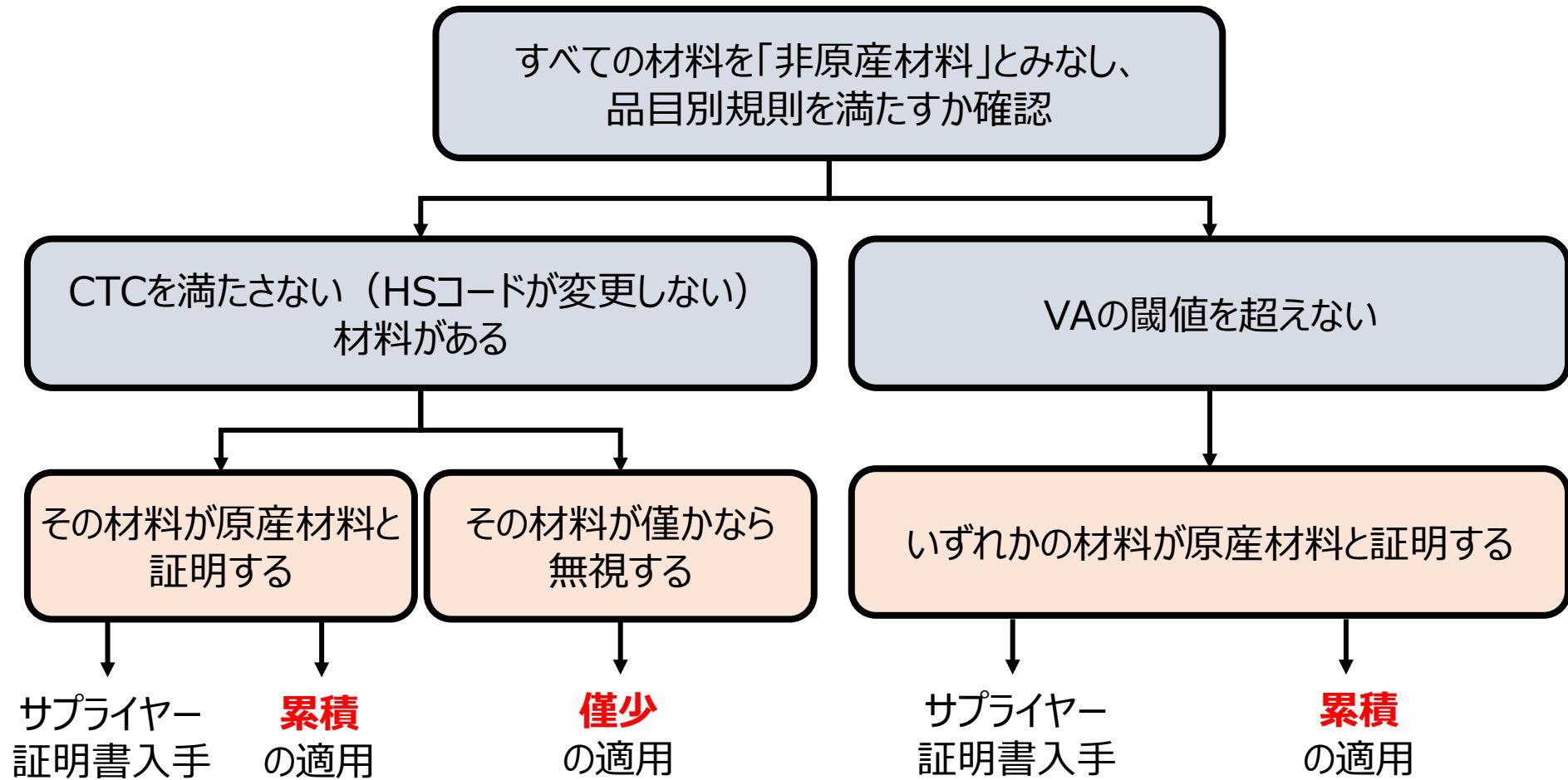
**原産資格を与えることとならない作業
の範囲は協定によって異なる**

SIBA EPA攻略シリーズ①EPA基礎講座

救済規定と輸送に関するルール

救済規定を使う場面

原産性証明プロセスの例

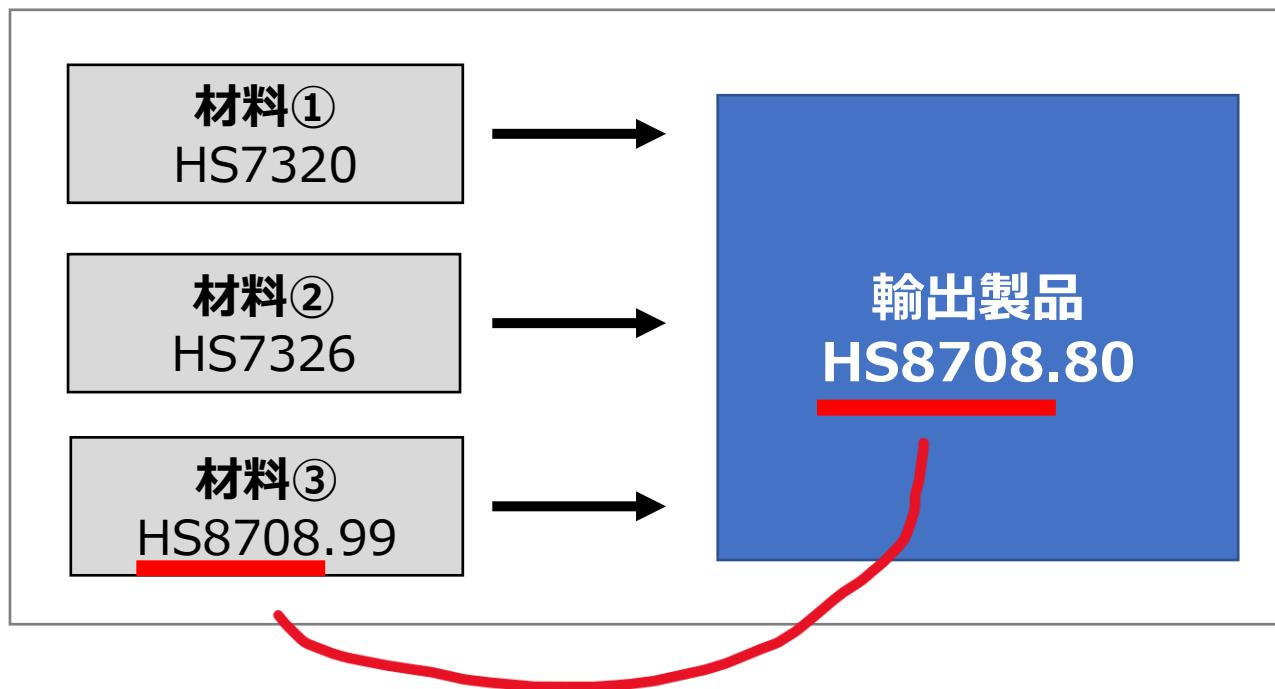


CTCを満たさない材料があるとき

輸出製品 = ショックアブソーバ
(HS8708.80)

利用協定 = RCEP協定

適用するPSR = CTH HSコード上4桁変更



HSコードが変更しない材料があつたらどうする？

CTCを満たさない材料があるとき

対策 1 その材料が「原産材料」であることを証明する

①国内調達材料の場合

サプライヤー証明書を入手

②EPA締約国から調達する材料の場合

材料輸入時に**原产地証明書**を入手 (=累積)

対策 2 HSコードが変更しない材料がわずかなら**僅少(許容限度)**を使う

CTCを満たさない材料があるとき

サプライヤー証明書

- 納入製品がEPAの原産品であることを証明する書類
- 日本商工会議所では、輸出製品そのものではなく、輸出製品の製造に用いる材料が原産であることを証明する書類に限定して「サプライヤー証明書」と呼んでいる

サンプル

(生産者名) 殿	年 月 日			
(サプライヤー名)				
法人名				
住所				
部署名				
氏名				
連絡先				
当社の下記產品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。				
記				
(該当する產品)				
品名 (英文)	製造番号 (型番)	HSコード (項変更)	判定基準 (CTC)	生産場所 (住所・工場名)
〇〇〇 (XXX)	AB1122/CD-I	〇〇〇〇 (項変更)	CTC	〇〇県〇〇市〇〇口 △△工場
〇〇〇 (XXX)	EF3344/GH-II	〇〇〇〇 (基準値40%以上)	VA	〇〇県〇〇市〇〇口 本社工場

- ✓ サプライヤーから調達した材料が原産材料であることを証明するための資料
- ✓ ガイドラインによると、以下の項目は必須記載項目

本件資料の作成年月日、製造された物品の供給先名、製造者の氏名又は名称、住所、担当者の氏名、所属部署名、連絡先、利用する協定名、製造された物品が原産品であることを証明する旨の記載、製造された物品の品名（英文）、物品を特定できる情報（製造番号、型番等）、H Sコード、判定基準、生産場所（住所、工場名等）。

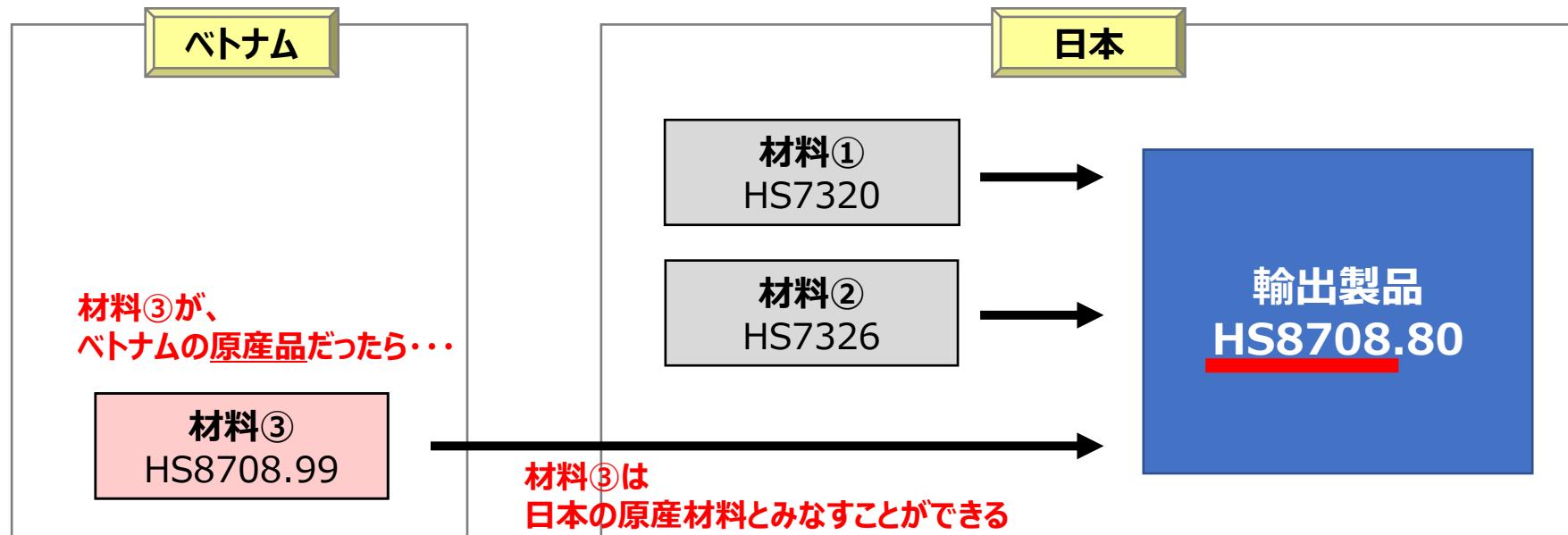
原産性の管理のため、以下の事項についても約束してもらうことを推奨

- ・根拠書類を保存してもらうこと
- ・生産の変更を事前に連絡してもらうこと
- ・政府機関等の調査の場合に協力してもらうこと

CTCを満たさない材料があるとき

累積 他の締約国の原産品を日本の原産材料と扱うことができる

輸出製品	= ショックアブソーバ (HS8708.80)
利用協定	= RCEP協定
適用するPSR	= CTH



※累積する材料が「原産」であることの根拠資料として、当該材料輸入時にRCEP原産地証明書を取得

CTCを満たさない材料があるとき

僅少

CTCルール適用時、HSコードの変更が行われない非原産材料があっても、その非原産材料がわずかであれば考慮しなくて良い

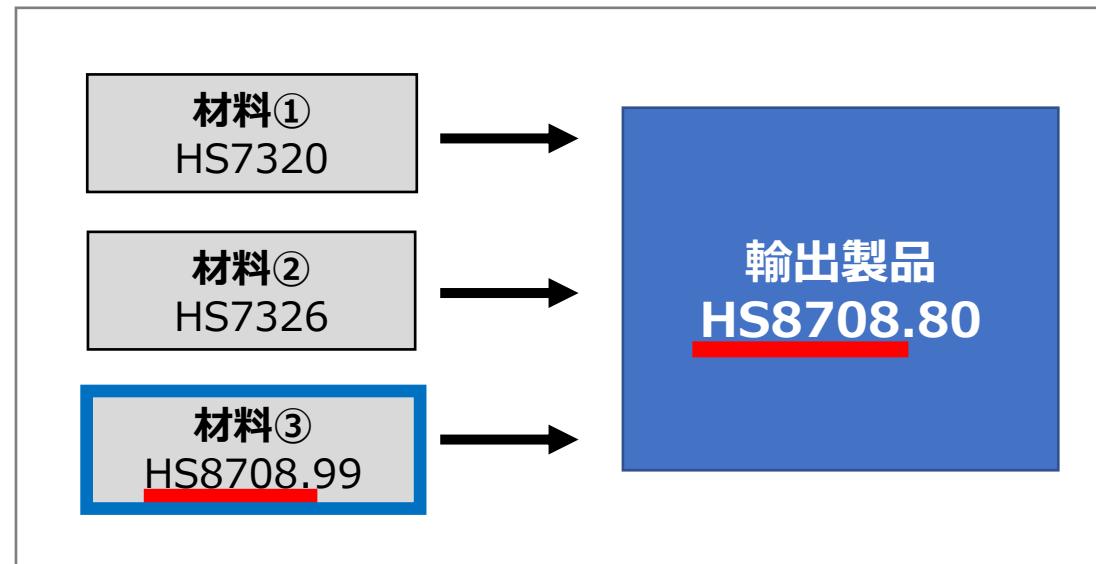
輸出製品	= ショックアブソーバ (HS8708.80)
利用協定	= RCEP協定
適用するPSR	= CTH

CTCを満たさない材料があっても、わずかなら考慮しなくてよい
(→原産品になりえる)

わずかとは→協定×品目ごとに規定

RCEP協定 **FOB価額の10%以下**

※纖維製品（第50～63類）は、
総重量の10%以下でもOK



VAの閾値を満たさないとき

輸出製品 = サプリメント
(HS2106.90)
利用協定 = 日アセアン協定
適用するPSR = RVC40%

日アセアン協定 原産資格割合の計算式

$$\begin{aligned} RVC &= \frac{\text{FOB} - \text{非原産材料価額}}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{100 - (15 + 20 + 30)}{100} \times 100 \end{aligned}$$

= 35

FOB価額 100円

材料費			非材料費			
材料① 15円	材料② 20円	材料③ 30円	労務費 15円	経費 10円	販管費 5円	利益 5円

材料は全て非原産材料だと仮定すると…

原産資格割合は閾値を超えない

閾値を超えない場合はどうする？

VAの閾値を満たさないとき

**対策 非原産材料と扱っている材料のうち、
「原産材料」と証明できる材料がないか検討する**

①国内調達材料の場合

サプライヤー証明書を入手

②EPA締約国からの調達する材料の場合

材料輸入時に**原産地証明書**を入手 (=累積)

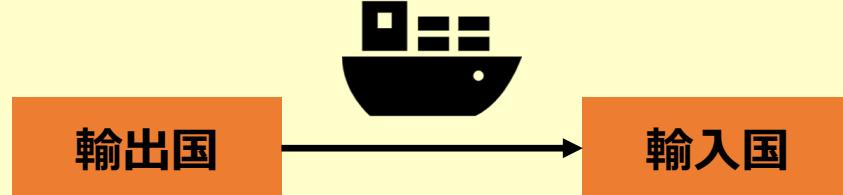
※付加価値基準を適用する場合、僅少（許容限度）は使えない

輸送に関するルール（積送基準）

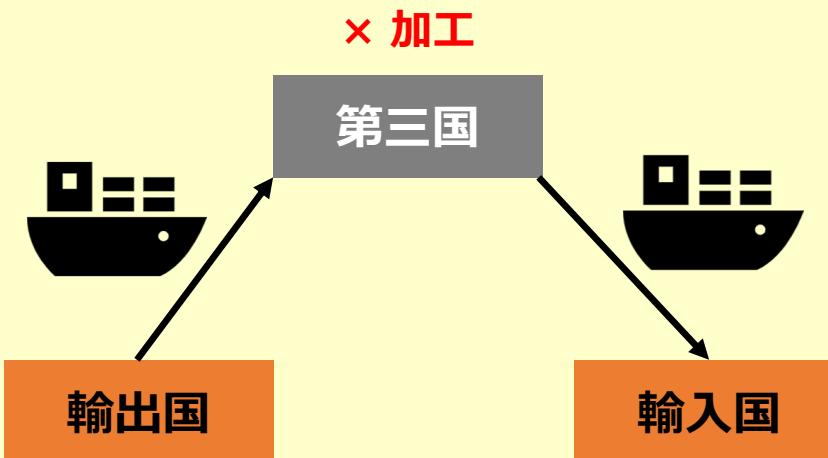
- 輸出国でEPAの原産品だと確認され、原産地証明書を取得した製品でも、輸送途中に第三国（EPA締約国以外）で加工をしてしまったら輸出国の原産品ではなくなる
- 実際に加工をしていなくても、第三国で一度輸入通関されてしまうと加工していないことを立証することが難しいため、原産性が失われたと判断されてしまう

輸送に関するルール（積送基準）

輸出国から輸入国に直送されていればOK



第三国で加工されていてはダメ



第三国を経由していても、第三国で加工されていないことの証拠があればOK

第三国の税関による非加工証明書、輸出国から輸入国までの通し船荷証券など

SIBA EPA攻略シリーズ①EPA基礎講座

EPA利用の手順概要と必要書類

輸出でEPAを利用する場合の手順

輸出時

STEP 1 通関貨物のHSコード確認



- 最初の一歩、ここを間違えると大変
- 輸入者と見解が異なることも
- 確認不足は事後のトラブルのもと

STEP 2 EPA利用の関税メリット確認

STEP 3 原産地規則の確認

STEP 4 根拠書類の作成・収集



- 一般的に最も時間がかかる作業
- 生産者が保有する情報に加え、材料サプライヤーの協力が必要な場面も

STEP 5 原産地証明書申請or作成



- 日本商工会議所に発給申請する場合と、輸出者などが自ら作成する場合がある



原産地証明書を輸入者に送付

証明書取得まで数か月
かかることがある

輸出でEPAを利用する場合の手順

STEP 1 通関貨物のHSコード確認



- 最初の一歩、ここを間違えると大変
- 輸入者と見解が異なることも
- 確認不足は事後のトラブルのもと

HSコード とは

- ✓ 貿易品目の分類に用いられる国際的に統一された番号。
- ✓ 「関税分類」、「関税番号」などと呼ばれることも。

!

HSコードの特定を間違えると、
このあとの作業は無駄になってしまう

輸出でEPAを利用する場合の手順

STEP 5 原産地証明書申請or作成



- 日本商工会議所に発給申請する場合と、輸出者などが自ら作成する場合がある

日本商工会議所で原産地証明書の発給が受けられる協定（2025年10月現在）

日メキシコ協定

日チリ協定

日インドネシア協定

日アセアン協定

日スイス協定

日インド協定

日オーストラリア協定

RCEP協定

日マレーシア協定

日タイ協定

日ブルネイ協定

日フィリピン協定

日ベトナム協定

日ペルー協定

日モンゴル協定

※日シンガポール協定の原産地証明書は、各地商工会議所が発給

輸出でEPAを利用する場合の手順

STEP 5 原産地証明書申請or作成



- 日本商工会議所に発給申請する場合と、輸出者などが自ら作成する場合がある

事業者自身が原産地証明書を作成することができる協定（2025年10月現在）

協定名	証明ができる者
日オーストラリア協定	輸出者、生産者、輸入者
CPTPP	輸出者、生産者、輸入者
日EU協定	輸出者、生産者、輸入者
日英協定	輸出者、生産者、輸入者
日米貿易協定	輸入者
RCEP協定 ただし、オーストラリア、ニュージーランド、韓国向けのみ	輸出者、生産者

※日オーストラリア協定、RCEP協定は、日本商工会議所で発給を受けることができるほか、事業者自ら作成することも認められている。

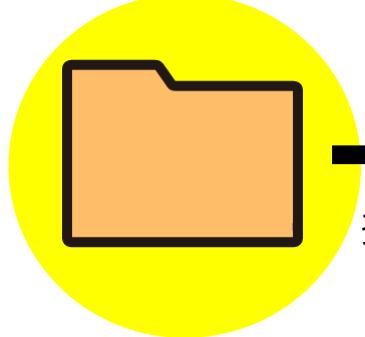
※日本への輸入でRCEP協定を利用する場合には、輸入者が証明者になることも可能

※上記には、認定輸出者に関する情報を含まない。

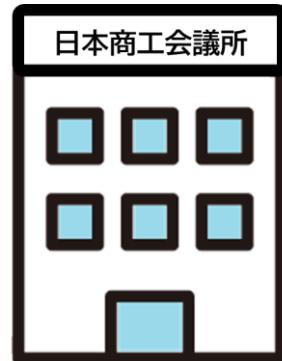
輸出者・生産者が用意すべき書類

日本商工会議所で原産地証明書の発給を受けようとする場合

輸出製品がEPAの原産品であることを示す根拠書類

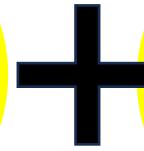
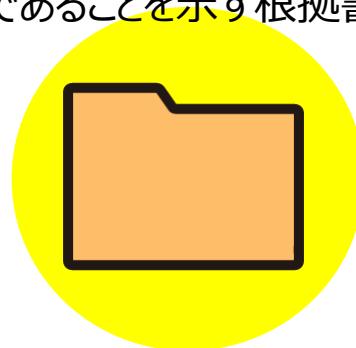


提出



事業者自身が原産地証明書を作成する場合

輸出製品がEPAの原産品であることを示す根拠書類



実務講座（輸出編）
で詳しく解説

根拠書類

EPAの原産地規則を満たすことが分かる書類

非原産材料を使用した製品の証明については
経済産業省原産地証明室が公表する下記資料参照

EPA 原産性 保存書類

検索



【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

原産性を判断するための基本的考え方と
整えるべき保存書類の例示

2025年6月改訂
経済産業省
原産地証明室

※本紙は第三者証明制度を採用する協定（p2参照）を対象とする

根拠書類

関税分類変更基準（CTCルール）を利用する時の根拠書類

保存書類の例示

「輸出產品が特定原産品であることを明らかにする資料」
(指定発給機関へ提出の資料) の内容が事実であることを
証するために必要な情報を含むこと。

- ①生産に使用した非原産材料（非原産と扱った「材料・部品」）のHSコードと、輸出する
產品のHSコードが変更していることを示す資料
対比表【次頁参照】
- ②対比表に記載された「材料・部品」で製造されたことを裏付ける資料
 - 総部品表
 - 製造工程フロー図
 - 生産指図書
 - 各「材料・部品」の投入記録（在庫「蔵入蔵出」記録）等

※これらの根拠資料(名称は問わない)については、必ずしも原産地証明担当部門で保管されている必要はなく、
適宜、関係部署から得られる社内体制となっていればよい。
- ③「原産」と扱った「材料・部品」については、その原産性を示すための根拠となる資料
 - 国内調達「材料・部品」については、その供給者（サプライヤー）からの情報
 - 当該「材料・部品」が締約相手国原産品である場合（累積を利用する場合）は、輸入時の同協定に基づく原産地証
明書の写し、当該「材料・部品」が原産品であることを示すその他の資料（具体的には、後述の対比表や計算ワーク
シート）等
- ④原産地証明書の写し、原産地証明書の発給を受けた輸出產品のインボイスや船荷証券等
の船積書類の写し（積送基準を満たすことを示す書類を含む）

根拠書類

関税分類変更基準（CTCルール）を利用する時の根拠書類

関税分類変更基準における対比表の例

特に最終生産地が国内であること確認。

利用協定：日アセアン協定
生産国：日本、生産場所：○○県○○市□□・△△工場※
適用原産地規則：関税分類変更基準（CTH、4桁変更）
(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

HSコード	產品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
3917	プラスチック製管			非原産	
3923	プロテクター			非原産	
3926	ドライブギア			非原産	
4016	ワッシャー			非原産	
5901	織物製テープ			非原産	
7318	レセプタクル			非原産	
7318	タッピングスクリュー			非原産	
7318	ナット			非原産	
8536	接続子			非原産	
9607	ファスナー(留め具)			非原産	
(8532)	LED			原産	サプライヤーからの資料（○○株式会社△△工場）
(8544)	銅線			原産	サプライヤーからの資料（●●株式会社△△工場）
	電気導体			原産	サプライヤーからの資料（□□製作所△△工場）

非原産材料は、HSコードが変更していることを確認。
8544.30 ワイヤーハーネス

原産材料である可能性があるても、HSコードの変更が確認できるのであれば、非原産材料とみなすことで、当該材料の原産性を示すための根拠資料を省略することが可能。

同時に付加価値基準も満たす必要がある場合、「計算ワークシート」（後述）を統合した表でも構わない。

輸出產品の生産に使用した全ての材料・部品名を記載。

非原産材料については、取引書類や原産性を判断するような資料は不要。

※自宅で内職を行っている場合等には、個人情報保護の観点から、生産場所住所の書類等を省略することも可能です。

原産材料については、その原産性を示すための根拠資料が必要。資料を提出したサプライヤーも、納入部材に関する同様の対比表や計算ワークシート（後述）を作成する。

根拠書類

附加価値基準（VAルール）を利用する時の根拠書類

保存書類の例示

「輸出產品が特定原産品であることを明らかにする資料」
(指定発給機関へ提出の資料) の内容が事実であることを
証するために必要な情報を含むこと。

①協定に定められた原産資格割合を満たしていることを示す資料

計算ワークシート [【次頁参照】](#)

②計算ワークシート上の数字の妥当性を示す資料及び記載された「材料・部品」で製造 されたことを裏付ける資料

総部品表

※原産・非原産を特定したもの。ただし、積上げ方式の場合には、積み上げるべき原産材料を特定した部品表で足りる。

製造工程フロー図

生産指図書

製品在庫（蔵入蔵出）記録

各「材料・部品」の投入記録（在庫「蔵入蔵出」記録）等

【控除方式の場合】

非原産材料単価の算出根拠資料（帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書等）

【積上げ方式の場合】

製造原価計算表

積み上げるべき原産材料単価、生産コスト等の算出根拠資料
(帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払記録等)

※これらの根拠資料(名称は問わない)については、必ずしも原産地証明担当部門で保管されている必要はなく、
適宜、関係部署から得られる社内体制となっていればよい。

③「原産」と扱った「材料・部品」については、その原産性を示すための根拠となる資料

国内調達「材料・部品」については、その供給者（サプライヤー）からの情報

当該「材料・部品」が締約相手国原産である場合（累積を利用する場合）は、輸入時の同協定に基づく原産地
証明書の写し、当該「材料・部品」が原産品であることを示すその他の資料（具体的には、対比表や計算ワー
クシート）等

④原産地証明書の写し、原産地証明書の発給を受けた輸出產品のインボイスや船荷証券等 の船積書類の写し（積送基準を満たすことを示す書類を含む）

13

根拠書類

附加価値基準（VAルール）を利用する時の根拠書類

附加価値基準における計算ワークシートの例

利用協定：日アセアン協定
生産国：日本、生産場所：○○県○○市□□・△△工場※
適用原産地規則：付加価値基準（RVC40%以上）
輸出產品：HS8544.30 ワイヤーハーネス
FOB価額：US\$64（円換算¥5,800）
 $RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.75$

特に最終生産地が国内であることを確認。

作成年月日
資料作成者名

控除方式or積上げ方式については、原産／非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、協定の範囲内で、より簡単な方法を選択可能。

本事例では控除方式で計算。
(FOB価額 - 非原産材料価額)
FOB価額

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

部品名	原産／非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
プロテクター	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
ドライブギア	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
ワッシャー	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
織物製テープ	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
レセプタクル	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
タッピングスクリュー	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
接続子	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
ファスナー（留め具）	非原産	¥ ...	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
非原産材料価額合計		¥1,400		
LED	原産	¥ ...	サプライヤーからの資料（○○株式会社△△工場）	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥ ...	サプライヤーからの資料（●●株式会社△△工場）	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産	¥ ...	サプライヤーからの資料（□□製作所△△工場）	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		¥1,100		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		¥3,300		

同時に閑税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」（前述）を統合した表でも構わない。

※自宅で内訳を行っている場合には、個人情報保護の観点から、生産場所住所の番地等を省略することも可能です。

輸入でEPAを利用する場合の手順

原産地証明書を輸出国で用意してもらうのか、

輸出国の発給機関が発給する、又は、輸出者・生産者自己申告

輸入者自身が原産性を証明するのか、

輸入者自己申告

によって手順が異なる

輸入でEPAを利用する場合の手順

原産地証明書を輸出国で用意してもらう場合

輸入時

STEP 1 通関貨物のHSコード確認

STEP 2 EPA利用の関税メリット確認

STEP 3 輸出者に原産地証明書依頼

STEP 4 入手した原産地証明書確認・
追加的な説明資料をそろえる



- 希望する協定名、原産地証明書に記載するHSコードを輸出者に伝達
- 輸出者・生産者自己申告の場合には、追加的な説明資料として、原産品申告明細書、関係書類が必要
※認定輸出者が作成した場合除く



税関に提出

輸入でEPAを利用する場合の手順

輸入者自身が原産性を証明する場合

輸入時

STEP 1 通関貨物のHSコード確認

STEP 2 EPA利用の関税メリット確認

STEP 3 原産地規則の確認

STEP 4 生産情報収集

STEP 5 税関提出書類をそろえる



税関に提出



- 適用する基準に応じて、対象貨物の材料、価格、製造工程などの情報が必要



- 原産品申告書、原産品申告明細書、関係書類

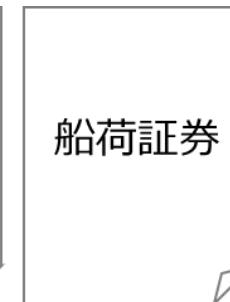
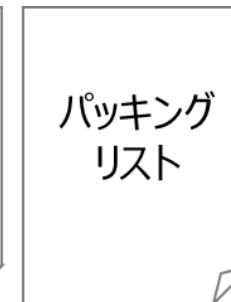
日本税関による 原産地証明書の呼び方

EPAの原産地証明書であっても、誰が証明したのかによって
税関では異なる呼び方をしている

第三者証明制度 輸出国の発給機関が発給した場合	原産地証明書
認定輸出者自己証明制度 認定輸出者が作成した場合	原産地申告
自己申告制度 輸出者・生産者・輸入者が作成した場合 (=輸出者・生産者・輸入者による自己申告の場合)	原産品申告書

輸入者が用意すべき書類

EPA利用有無にかかわらず通常必要な書類



第三者証明制度

輸出国の発給機関が
発給した場合

原産地
証明書

認定輸出者自己証明制度

認定輸出者が作成した
場合

原産地
申告

自己申告制度

輸出者・生産者・輸入者が作成した場合

原産品
申告書

原産品
申告
明細書

関係書類
(契約書、
価格表等)

輸入者が用意すべき書類

各書類の様式・記載要領は税関の原産地規則ポータルサイト参照

原产地規則ポータル 検索

EPA · 原产地規則ポータル

お問い合わせ・その他のリンク | サイトマップ ENHANCED BY Google

EPA · 原产地規則ポータル

経済連携協定（EPA）等の適正かつ円滑な利活用のため、EPA原产地規則をはじめとする、様々な情報を掲載しています。

目的別に探す

- 初めてEPAで輸入
- 初めてEPAで輸出／輸出相談(自己申告)
- 原产地規則とは
- 原产地基準・証明手続／様式見本
- 協定・法令等／EPAとは

- 事前教示
- 事後確認
- 品目別原产地規則(PSR)の検索
- パンフレット・お知らせ
- お問い合わせ・その他のリンク

輸入者が用意すべき書類

原産地証明書の例
日アセアン協定

外務省HPより

Original (Duplicate/Triplicate)						
1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country)			Reference No. THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN			
2. Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country)			FORM AJ Issued in _____ (Country) See Notes Overleaf			
3. Means of transport and route (as far as known) Shipment date Vessel's name/Aircraft etc. Port of discharge			4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s) Signature of Authorised Signatory of the Importing Country			
5. Item number	6. Marks and numbers of Packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	8. Origin criteria (see Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity and value (FOB only when RVC criterion is used)	10. Number and date of invoices	
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in (Country) and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to (Importing Country)			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.			
Place and date, name, signature and company of authorised signatory			Place and date, signature and stamp of certifying authority			
13. <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Back-to-Back CO <input type="checkbox"/> Issued Retroactively						

輸入者が用意すべき書類

原産品申告書の例 CPTPP協定

税関HPより

原産品申告書 (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)			
1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス カナダミート株式会社 XXX-XXXX West Hastings Street, Vancouver, B.C., V6E 2K9, Canada (1-604) XXX-XXXX XXXXXXXX@canada-meat.co.ca			
2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス			
3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 03-3456-XXXX XXXXXX@customs.co.jp			
No.	4. 産品の概要 品名、仕入番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）	5. 關稅分類 番号（6 桁、HS 2012）	6. 運用する原産性の基準（W、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（IMI、ACU）
1	冷凍豚肉調製品 (Frozen Ground Seasoned Pork) 仕入番号 : ABC012345, 2021.3.19	第1602.42号	PSR
7. 包括的な期間（同一の産品が2回以上輸送される場合の期間）			
8. その他の特記事項			
9. 私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。			
作成年月日 <u>2021.3.31</u> 作成者の氏名又は名称 <u>税関商事株式会社</u> 代理人の氏名又は名称 代理人の住所又は居所			
本原産品申告書の作成者（ <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 生産者）			
※W: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 量的変更基準を備たす産品、IMI: 優少の非原産材料、ACU: 黒糖			

輸入者が用意すべき書類

原産品申告明細書の例

CPTPP協定

税関HPより

原産品申告明細書 (□オーストラリア協定、 <input checked="" type="checkbox"/> CPTPP)	
1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2021.3.19	
2. 原産品申告書における商品の番号 [1]	3. 商品の関税分類番号 第 1602.42 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP) DMI <input type="checkbox"/> ACU	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①豚肉（骨なし肩肉）（第 02.03 項）：カナダの契約農場で生まれ、成育した豚を、 カナダの工場で殺処理・解体し得たもの（原産材料） ②こしょう（第 09.04 項）：インドから輸入したもの（非原産材料） <製造工程> カナダにある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、カット、調味、加熱調理等の製造工程を経て、本品を製造する。 カナダにおいて非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則（第 1602.42 号）は、「類変更（第 2 項の材料からの変更を除く）」又は「域内原産割合が 45% 以上（控除方式の場合）」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則に定める「類変更（第 2 項の材料からの変更を除く）」を満たすことから CPTPP 上の原産品である。 上記事実は別添の総部品表（材料一覧表）によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	
作成 2021 年 3 月 31 日	
※WO : 完全生産品、PE : 原産材料のみから生産される商品、 PSR : 対象的変更基準を満たす商品 (CTC : 関税分類変更基準、VA : 付加価値基準、SP : 加工工程基準) DMI : 蕊少の非原産材料、ACU : 黒糖	
(規格 A-4)	

SIBA EPA攻略シリーズ①EPA基礎講座

EPA利用者の義務・検認

EPA利用後の書類保存

EPA利用後、原産品であることの根拠書類は一定期間保存

どんな場面で根拠書類が必要か？？

- ✓ 日本商工会議所に原産品判定依頼をする際に提出
- ✓ 検認（輸入国税関による事後確認）の際に原産性を立証

保存期間

輸出者・生産者

原産地証明書発給日（原産品申告書作成日）翌日から**3～5年間**

※協定により保存期間が異なる

輸入者

輸入許可の日の翌日から**5年間** ※いずれの協定でも同じ

検認について

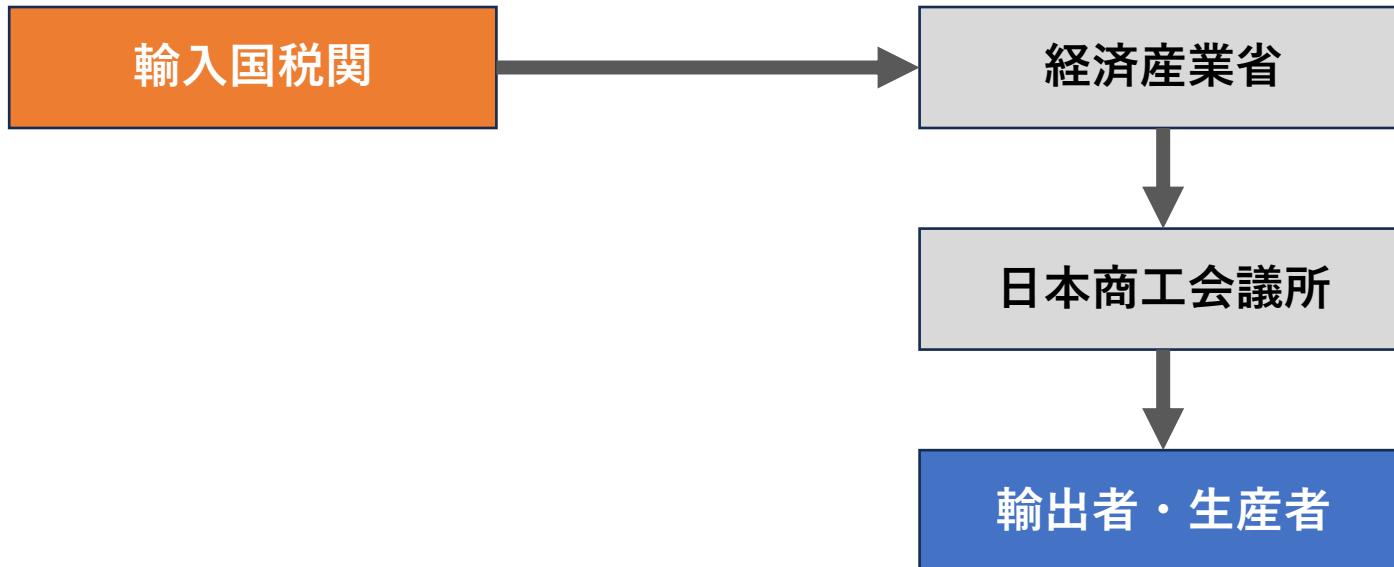
検認（事後確認）とは

- ✓ EPA税率を適用して輸入申告された貨物が、本当に原産品だったのかなど、EPAが適切に使われたか判断するために輸入国税関が行う確認
- ✓ 多くの場合、輸出国（発給当局、輸出者、生産者など）に対して情報要請が行われる
- ✓ 協定で定められた書類保存期間（3～5年）は検認が行われることを想定
- ✓ 書面検認のほか、輸出者・生産者の施設に立ち入る訪問検認の可能性も

検認について

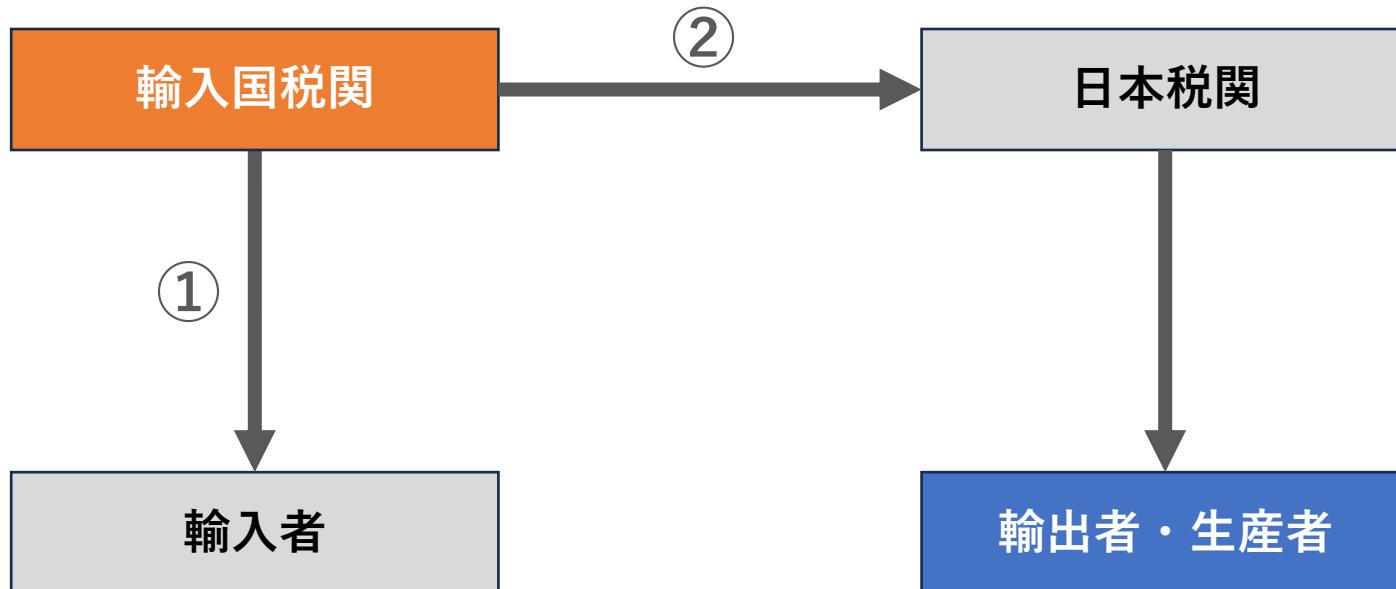
書面検認のルートは利用する協定ごとに規定

第三者証明制度を採用している多くのEPA／輸出時EPA利用の場合



検認について

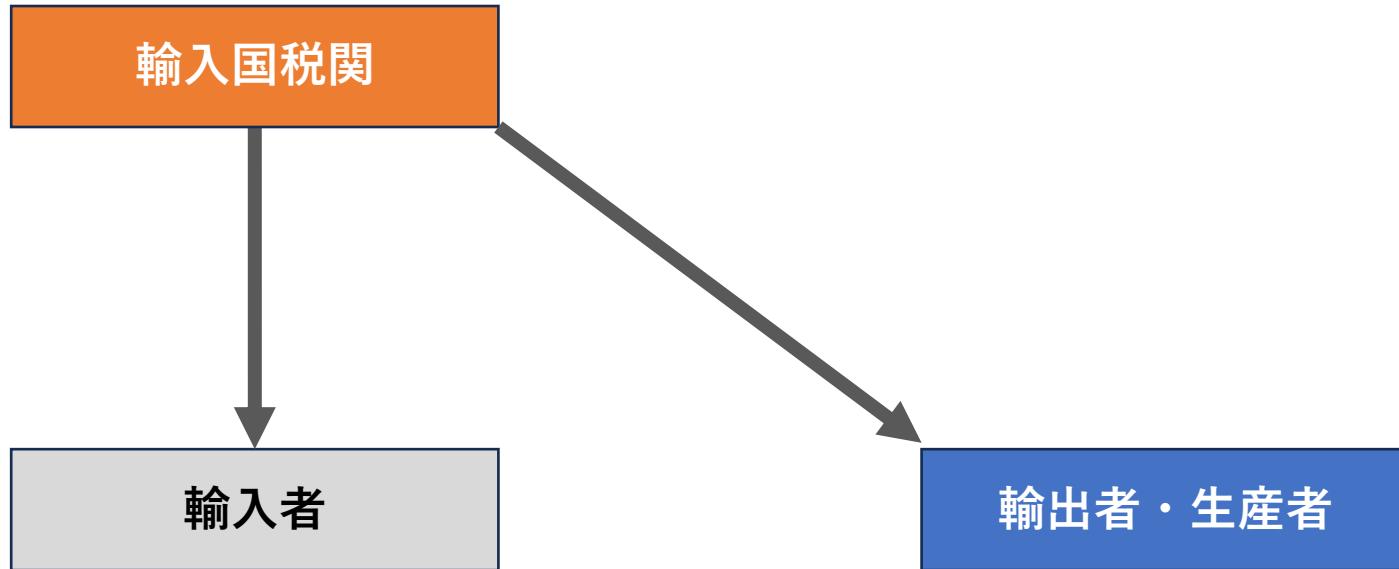
日EU・日英協定／輸出時EPA利用の場合



注意：輸入者が証明者となった場合（輸入者自己申告制度を利用した場合）には、
輸入者に対してのみ検認が行われ、輸出国への確認は行われない。

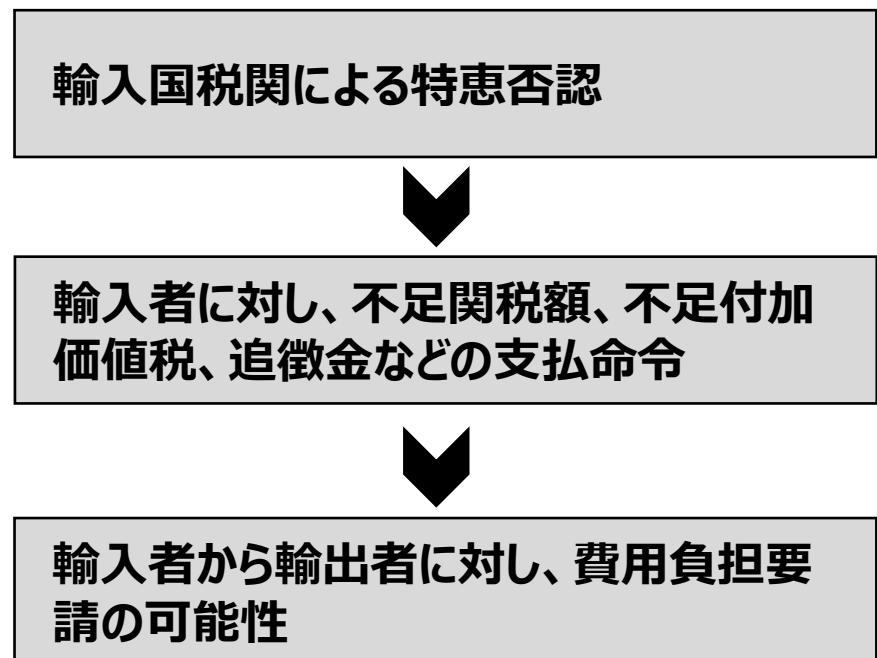
検認について

CPTPPの場合



検認について

検認で原産性を証明できなかつたら…

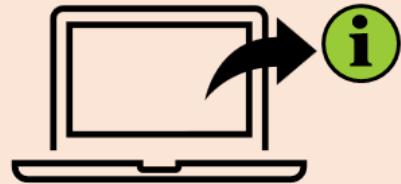


検認への備え

正しい知識と組織としての取組を！

検認に当たった場合、提出する情報は多すぎず、少なすぎず

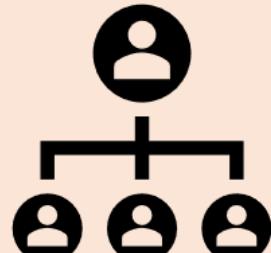
- ✓ 最新情報入手
- ✓ 正確な原産地規則
& 手続理解



- ✓ データ管理



- ✓ 適切な社内体制



- ✓ 取引先との関係構築



相談窓口・専門家の活用

外部相談先を上手に活用することが、確実で効率的なEPA利用への近道！

相談内容	公的相談窓口
EPA全般	<ul style="list-style-type: none">■ SIBA相談サイト TEL : 054-254-5161 EPAサポート情報
HSコード	<ul style="list-style-type: none">■ 税関（関税鑑査官）
関税率確認方法 (輸出)	<ul style="list-style-type: none">■ JETRO EPA相談窓口■ 経産省委託事業 EPA相談デスク■ 税関（関税監査官）
関税率確認方法 (輸入)	
EPA原産地規則 (輸出)	<ul style="list-style-type: none">■ JETRO EPA相談窓口■ 経産省委託事業 EPA相談デスク■ 税関（原産地調査官）
EPA原産地規則 (輸出入)	
根拠書類	<ul style="list-style-type: none">■ JETRO EPA相談窓口■ 経産省委託事業 EPA相談デスク
第一種特定原産地証明書発給システム、 企業登録	<ul style="list-style-type: none">■ 日本商工会議所国際部 TEL : 03-3283-7850 MAIL : tokuteico@jcci.or.jp

どこに何を聞いたら良いか
分からぬ方、まずはSIBAに！

※SIBAのEPA専門家派遣事業では
当方(TSストラテジー藤森)の
個別サポートも
ご利用いただけます(有料)